

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号	20	担当課	建築住宅課
法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律	根拠条項	第8条第1項	不利益処分の種類	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の拒否
(登録の拒否)					
第八条 都道府県知事は、第五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。					
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者					
二 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一年を経過しない者					
三 第二十六条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者					
四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。）					
五 心身の故障によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの					
六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの					
七 法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの					
八 個人であって、その政令で定める使用人のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの					
九 暴力団員等がその事業活動を支配する者					